

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

当院はマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診する患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報などを適切に取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

つきましては、国の方針に則り令和6年10月1日より下記点数を算定いたします。

■医療DX推進体制整備加算1（初診時） 11点

■医療情報取得加算

【初診】 (月に1回)	マイナ保険証を使用する	1点
	マイナ保険証を使用しない	3点
【再診】 (3月に1回)	マイナ保険証を使用する	1点
	マイナ保険証を使用しない	2点

上記にかかわらず他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、医療情報取得加算が1点となります

正確な情報を取得し有効に活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。